

2000 年以降のアメリカ合衆国の教育改革 —オバマ政権の NCLB 法改革案に着目して—

小林 宏美*

本稿は、2000 年以降のアメリカ合衆国の教育改革に焦点を当てるものである。2010 年 3 月初め、オバマ政権は NCLB 法を修正する「改革のための青写真 (A blueprint for Reform)」を発表した。NCLB 法は、2002 年 1 月 8 日に G・W・ブッシュ前大統領の署名により成立した法律で、恵まれない子どもたちの学力を向上させることでアメリカ社会の貧困を撲滅することを目指した 1965 年の初等中等教育法 (The Elementary and Secondary Education Act of 1965, 以下 ESEA) を改定したものである。本稿は、政府公的文書や主要文献、聞き取り調査に基づいて、オバマ政権の教育改革案とはどのようなものか、オバマ政権の改革案と NCLB 法とはどこがどのように異なるのか比較検討を加えることで、オバマ政権がアメリカの公教育をどのような方向に導こうとしているのかを解明することを目的とする。

Key Words : NCLB 法, ESEA, オバマ政権の教育改革案, アカウンタビリティ, 学力テスト

I . はじめに

アメリカ合衆国憲法修正第 10 条には、「この憲法が合衆国に委任していない権限または州に対して禁止していない権限は、各々の州または国民に留保される」と規定されている。本条項によって、教育は基本的に州が管轄する事項であるとされ、歴史的に教育に対する連邦政府の権限は限定的なものであった。しかし、1950 年代から 60 年代にかけて黒人の人種差別の撤廃を求めた公民権運動の結果として、ジョンソン元大統領によって実施された数々の社会保障政策が、連邦政府が初めて公教育に関与する契機となる。貧困対策として実施されたプログラム

* 人間学部コミュニケーション社会学科

の目玉となったのが、社会経済的に恵まれない家庭の子どもの学業不振を解消することを目的として、貧困家庭の集中する学区に連邦補助金を支出することを定めた1965年の初等中等教育法（The Elementary and Secondary Education Act of 1965, 以下ESEA）であった。ESEAはもともと時限立法であったため、その後改定が繰り返され、1994年にはクリントン政権下でアメリカ学校促進法（Improving America's School Act）として成立した。同法は、州政府が連邦補助金を受ける条件として、州レベルのスタンダードカリキュラムの設定と学力テストの実施によるアカウントビリティを州政府に課すもので、教育に対する連邦政府の権限を拡大するものとなった。さらに、ESEAはG・W・ブッシュ政権下でも改定が加えられ、「どの子ども置き去りにしない法（No Child Left Behind Act, 以下NCLB法）」として成立した。本稿では、NCLB法以降のアメリカ合衆国の教育改革に焦点を当てる。

Ⅱ．本研究の目的と研究方法

2009年1月、バラク・オバマ大統領が誕生した。大統領は就任前から教育政策の重点課題として、NCLB法の見直しを示唆していたが、2010年3月初め、オバマ政権はNCLB法を修正する「改革のための青写真（A blueprint for Reform）」を発表した。この改革案の公表により、オバマ政権が自らの政策を実行に移す一歩を踏み出したといえるだろう。

NCLB法に関する先行研究は、NCLB法の制定背景や問題点、各州における実施過程や教育実践とその影響などについて分析した論考が一定程度蓄積されている（松尾,2010; 吉良,2009; 土屋,2006; 小玉,2005; F・M・ヘス, C・E・フィン Jr.,2007; Sean Cavanagh and David J. Hoff,2008; 青木,2009; 島田,2010; 齋藤,2008）。しかしながら、オバマ政権の教育政策、とりわけNCLB法の方向性を大きく変えることになるNCLB法の改革案については、未だ研究が十分なされてきたとは言い難い。そこで本稿では、オバマ政権の改革案とはどのようなものか、オバマ政権の改革案とNCLB法とはどこがどのように異なるのか比較検討を加えることで、オバマ政権がアメリカの公教育をどのような方向に導こうとしているのか分析を試みる。本稿の構成は以下の通りである。まず、主要文献や聞き取り調査に基づいてブッシュ政権下のNCLB法の概要と課題について述べる。次に、オバマ政権の改革案について、公的文書である「改革のための青写真（A blueprint for Reform）」に依拠して、その改革案の概要について述べる。そして、NCLB法とオバマ政権の改革を比較検討し、最後にオバマ政権の目指す教育改革について総括する。

Ⅲ．NCLB法の概要と課題

2002年1月8日、NCLB法がG・W・ブッシュ前大統領の署名により成立した。NCLB法は2002-03年度から施行されたが、NCLB法は恵まれない子どもたちの学力を向上させることで

アメリカ社会の貧困を撲滅することを目指した ESEA を改定したものであった。ESEA は連邦政府が初めてアメリカの公教育に補助金を支出し、公教育の領域に関わる契機となった法律で、時限立法であり通常 5 年おきに内容が修正されることになっており、最も新しく改定されたのが NCLB 法である。2007 年に NCLB 法が修正されることになっていたが実現せず、その後 2010 年 3 月には、オバマ政権が NCLB 法を修正する「改革のための青写真 (A Blueprint for Reform)」を公表している。

NCLB 法の目的は、「どの子も置き去りにしないように結果責任、柔軟性、選択により学力格差を縮めること」であり、「貧困層の学力を向上させること」が最も重要な目的とされている (吉良, 2009: 60)。

NCLB 法は、低所得層の子どもが通う学校に補助金を配分することで、教育の平等な機会を保障するという点で ESEA の目標を受け継いでいるといえる。しかしながら、NCLB 法が各州に対して教育の標準化や結果責任を厳格に求めていることに対して、様々な批判があるのも事実である。さらに、NCLB 法によって教育政策における連邦政府の役割がこれまで以上に拡大することとなった。以下では、NCLB 法の概要について述べ、NCLB 法の何が問題とされているのかを明らかにする。

● 州内統一学力テストの実施と結果の公表 (アカウンタビリティの重視)

各州は、第 3 学年から第 8 学年までのすべての公立学校の児童生徒に読解 (reading) と算数・数学 (mathematics) について、毎年テストを実施して学力を測定する。また、第 10 学年から第 12 学年についても、3 年間のうち 1 回は読解と数学のテストを受けさせなければならない。2007 年度からは、科学 (science) について、小学校、中学校、高等学校のそれぞれの在学中に 1 回学力テストを実施する。テスト結果は、在籍する児童生徒の人種・エスニシティ、社会経済的地位、EL 生徒¹⁾、障がいなどの特別なニーズごとに報告することが定められている (土屋, 2006: 130-131; F・M・ヘス, C・E・フィン Jr., 2007)。

公立学校は州が設定した「年次到達目標 (Adequate Yearly Progress, AYP)」を達成する義務がある。AYP の目標が達成されなかった学校は、「要改善 (in need of improvement)」の指摘を受け罰則措置がとられる。例えば、2 年間目標が達成できなかった場合には、当該学校の児童生徒は、学区内の高い実績のある他の公立学校もしくはチャータースクールに転校することが認められ、3 年間達成されなかった場合は、学校の選択権に加え、補習授業サービスを受けることが認められる。この補習授業の実施には、その学校の教員だけでなく民間の事業者も含まれ、どのサービスを選択するかは保護者に選択権が与えられている。4 年間連続して達成できないと、教職員の入れ替えや新しいカリキュラムの実施などの是正措置が求められる。5 年連続して改善しない場合は、学校再編成の対象とみなされ、チャータースクールへの転換や教職員の抜本的な配置転換、学校経営権の州もしくは民間事業者への委譲といった措置がとられる

（土屋，2006: 130-131; F・M・ヘス，C・E・フィン Jr., 2007）.

NCLB法では、2013-14年度までには、学力テストの評価においてすべての児童生徒が、習熟レベルに到達していることが求められている。

● 教員の質の確保

生徒の学力を向上させるためには、高い資格を有する教員を確保する必要があるとして、公立学校の主要教科を担当するすべての教員には、2005年度までに「高い資格を有する（highly qualified）」ことが義務づけられた。「高い資格を有する」とは、学士の学位を有する、州の教員免許や資格を持つ、担当する教科で指導する能力をもつことなどが該当する。

このように、アメリカのすべての子どもに平等な教育機会を提供するという理念のもとにNCLB法が成立し、各州では学力テストが実施され、州が定めた年次到達目標を達成することが求められるようになった。そして、目標を達成できなかった場合には厳格な罰則措置が課されるようになったのであるが、同法施行後から様々な問題点が指摘されてきた。例えば、「NCLB法は、都市部の低所得層が集中する学力の低い学校も、郊外の裕福な家庭が集中する学力の高い学校も、AYPという同一基準で評価されるが、長年続いてきた学力格差をアカウントビリティを厳しくするだけでは是正できるとする前提には無理がある」や「試験に出る科目は政策的に重視され、予算も増え授業時間数も増やされる一方、試験に出ない主として『美術』『音楽』などの芸術系の科目は軽視され、予算削減により、授業時間数も減らされている」などが挙げられる（吉良，2009: 64）。

中でも、2013-14年度までにすべての児童生徒が習熟レベルに達することを目標としていることについて、その期限が近づいていることもあり、非現実的であるとの意見は根強い。とりわけ、英語を母語としない子どもが数多く在籍するカリフォルニア州では、ほとんどすべての学校で目標を達成できないことが見込まれるという報告もある（Sean Cavanagh and David J. Hoff, 2008: 38-42）。実際、筆者が2012年8月に、カリフォルニア州ロサンゼルス統合学区の英語を母語としない児童生徒のカリキュラムと指導を担当するコーディネーターに、同学区における習熟レベルの目標達成の可能性について質問したところ、100%達成するのはほぼ困難であろうとの答えが返ってきた²⁾。

以上のように、NCLB法はすべての子どもの学力向上という目標を掲げているものの、その実現可能性については多くの疑問が投げかけられているというのが現状である。

IV. オバマ政権の教育改革

オバマ大統領は、就任前からオバマ政権の主要課題の一つに教育改革を掲げており、教育網

領として、「0歳から5歳までに質の高い早期教育」、「一人の子どもも落ちこぼしにしない法の改革」、「幼稚園から12学年までの学校教育の改善」、「コミュニティーカレッジを作り、大学教育を受ける機会をつくる」などを提起していた（青木, 2009: 82-89）。さらに、NCLB法の改革については、「オバマ大統領は、一人の子どもも落ちこぼしにしない法の目標は正しいと思う。しかし、それは規定条文のような実質的に効果のあるように実施されていないし、教員のやる気を殺いでいるし、子どもへの約束を壊している。オバマ大統領は一人の子どもも落ちこぼしにしない法に財政的裏付けの措置を行い、そこでの評価と成果達成責任制（accountability system）を改善する」との見解が述べられており（青木, 2009: 82-89）、様々な批判のあったNCLB法を改革することが示唆された。以下では、オバマ政権の改革案について、公的文書である「改革のための青写真（A blueprint for Reform）」に基づきその概要について述べる。

(1) 大学教育及び就業への備え（College - and Career - Ready Students）

- ・家庭の収入、人種・エスニック、言語的背景、障がいの有無に拘わらず、すべての子どもが高校を卒業し、大学教育あるいは就業への備えができていくよう支援する。
- ・民主社会において貢献できる市民として、またグローバル経済が進行する現代社会において活躍できる人材として、生徒に対して読解から算数、科学、歴史、公民、外国語、芸術、財務能力に至るまで、包括的な教育を行う。政府は検証された学習指導モデルを通じてより完備された教育を実践している州、学区、学校の管理職、教師に対して支援を行う。

(2) 優秀な教師及び管理者の確保（Great Teachers and Leaders in Every School）

- ・州及び学区は、当該地域の需要に適うような教師及び管理者の採用及び訓練を実施する。教師及び管理者を評価し、支援する体制を開発し、児童生徒の成長や他の要因に基づいて有能な教師及び管理者を確保する。
- ・政府案は、援助の必要性の高い学校の教師や管理者の教育活動の改善のために、州及び学区に資金を提供する。
- ・援助の必要性の高い学校において、従来のあるいは代替するプログラムの有効性を検証し、児童生徒の成長や他の要素に基づいて助成金を給付する。

(3) すべての児童生徒に対する公正及び機会の保障（Equity and Opportunity for All Students）

- ・各学校は、適切な指導及び子どもの意欲を引き出すカリキュラムを提供することで、EL生徒、障がいを持った生徒、ネイティブアメリカンの生徒、ホームレスの生徒、移民の生徒、僻地の生徒、非行少年などすべての子どもを支援しなければならない。政府の改革案は、これらの生徒たちのためのプログラムを援助・促進し、各学校がこれらの生徒たちを支援することを保障する。
- ・すべての子どもに公平な機会を提供し、子どもの成功を導く教師及び管理者に諸々の資源を

提供するために、各州及び各学区は公正さを保障するための施策を講ずることが求められる。

(4) インセンティブの付与（Raise the Bar and Reward Excellence）

- ・野心的で包括的な改革に挑戦し、有効な施策を打ち出し実行する州及び学区に競争的資金を給付する。
- ・高い成果を出している公的なチャータースクールや公立学校を支援するために競争的資金を州や学区、チャータースクールを統括する機関に給付する。

(5) 革新促進と継続的改善（Promote Innovation and Continuous Improvement）

- ・様々な問題解決に成功した実績を有する地域の非営利団体に対して、問題を解決するプログラムのさらなる開発のために支援を提供する。
- ・生徒の成功にとって不可欠な領域において、州や学区に当該地域のニーズに特化した問題解決のための助成金を給付する。
- ・生徒間の教育達成の格差是正は、学校や地域の団体、家族が相互に連携協力して取り組んで行かなければならない課題である。学校が地域社会の中核として地域の諸団体と連携して、学校の日・週間・年間計画を見直すことを含むプログラムを優先して助成する。地域社会の住民が自分たちの子どもの教育によりよく関与するのを支援するような新たなモデルに対して投資する。

V. NCLB 法とオバマ政権の改革案の比較検討

オバマ政権の改革案は、ブッシュ政権時代に成立した NCLB 法とは、何がどのように異なるのだろうか。以下では、オバマ政権がアメリカの教育をどのような方向に導こうとしているのか、主要な政策項目毎に両者の比較検討を行う。

(表1) NCLB 法対オバマ政権の改革の青写真の比較

政策領域	NCLB 法 (ブッシュ政権, 2002 年)	オバマ政権の改革の青写真 (A blueprint for Reform, 2010 年)
全体的な目標	2014 年までに, 全ての児童生徒が州の読解と算数のテストにおいて, 習熟レベルに達してはならない.	2020 年までに, 全ての高校卒業予定者は大学教育及び職業において必要な知識や技能を習得し, 卒業後の備えができています.
生徒の達成測定	学校は州が定めた適正な年次到達目標 (Adequate Yearly Progress, AYP) を達成しなくてはならない. AYP は児童生徒の下位グループ毎に測定され, もし下位グループの一つが AYP の目標に達しなかった場合には, 当該校全体が基準を満たしていないと見なされる.	各州及び各学区は, 児童生徒全体の学業達成, 個々の生徒の学業達成, 英語及び科学の科目における学校の進捗, 生徒の科学の学業達成, 歴史や他の教科における生徒の学業達成に関する公的データを収集し作成する. 高校レベルでは, これらのデータには卒業率, 大学入学率等を含む.
目標達成を果たした州, 学区, 学校の認定と報償・助成	各州は生徒の学力向上において顕著な成果を出した学区を認定することが奨励される. 成功した教師には報償を与えることができる.	学業面で高い成果をあげた学校, 学区, 州は助成金が支給され, 資金の用途については柔軟性が与えられる.
達成基準に満たない州, 学区, 学校	2 年連続で AYP の目標を達成することができなかった場合, 「要改善 (in need of improvement)」と認定され, 生徒に同学区より成果を出している学校への転校を認める. 「要改善」と認定されて 1 年後, 学校は生徒に補習授業を提供しなければならず, 当該地域の学区は学校に対して専門的な支援を提供しなければならない. さらに, 1 年後もまだ基準を達成できていない場合, 学校は是正措置を講じなければならない. 是正措置を講じて 1 年後にまだ目標を達成できていない場合は, 学校は再編を求められる.	目標達成において下位 5% に含まれる学校は, 「困難」校と認定され, 4 つの介入モデル ³⁾ の内, 1 つを実施することが求められる. 次の下位 5% の学校は, 「警告」のカテゴリーに分類され, 州及び学区は当該学校の改善を支援するために研究成果に基づく施策を策定しなければならない. 他の改善を要するカテゴリーには, 長年にわたり生徒間の学業達成に大きな開きがある学校で, これらの学校は学力格差を縮め, 学業にかなりの遅れが見られる生徒を支援するためにデータに基づく介入措置を講ずることが求められる.

評価	各州は、第3学年から第8学年までは毎年、高校については1度、学力テストを讀解、算数・数学、科学の教科で実施する。これらの学力テストは、児童生徒の年次到達目標の達成度を測定する指標となる。	4年間の大学教育において、生徒が補習教育の対象となるのを防ぎ、大学やキャリアに結びつく州独自の共通基準を開発・策定しているか、各州は評価を実施する。2015年度までに、助成金給付は州の基準を満たしたとの評価を受けているものだけに限定される。
教師の資格	各州は、公立の小学校及び中等学校で、主要教科を教える全ての教師が、高い資格を有することを保障しなければならない。高い資格を有するとは、「学士号取得者」「州の完全な教員免許や資格を有する」「教師が自分の受け持つ科目について、主専攻である、主専攻に相当するような履修証明がある、州開発テストの合格、客観的な州の標準評価の基準を満たしている」などである。	各州は、「有能な教師」「有能な校長」「高度に有能な教師」「高度に有能な校長」の定義を教師や校長、他の関係者と共同して定める。これらの定義は、生徒の成長並びに授業観察や評価のような方法によって測定される。各州は、少なくとも「有能な教師」や「有能な校長」の評価を受ける者が、公平に配分されるように計画を策定しなければならない。

（出典）Emilie Deans and Jennifer Cohen Kabaker, 2010. を基に作成。

2010年にオバマ政権が発表した改革の青写真は、NCLB法と比べてどこがどのように異なり、どのような特徴があるのかを三つの観点から考察する。

第一に、両者の違いとして、NCLB法は全ての子どもの基礎学力を向上させるという目標に従い、結果のアカウントビリティに関する規定が細かく盛り込まれているのに対し、オバマ政権の改革案は理念的な表現が強調され、どちらかという曖昧さを残している。例えば、「全体的な目標」に関して、NCLB法では、2014年までに全ての児童生徒が州の讀解と算数の学力テストにおいて、習熟レベルに達していることを明確な目標とし、目標達成を測る指標にAYPという具体的な数値目標を用いる。

しかし、このAYPの数値目標こそが、現場の教師を初めとする教育行政機関の職員から様々な疑問を抱かれる根幹に関わる部分である。松尾（2010）は、NCLB法をめぐる批判を①標準テスト中心の教育、②NCLB法とカリキュラム、③NCLB法とドロップアウト、④NCLB法と優秀な教師の離職という4つの観点から整理している。まず、①の標準テストについては、NCLB法がAYPという一つの尺度のみによって判断されることで、教育の矮小化を生んでいるとする。AYPは学校の存続にまで影響するようなアカウントビリティ・システムであるが、標準テストの結果が絶対的な意味を持つようになると、総合的に判断すべき教育の成果が、テスト結果にのみ還元されてしまうことの懸念があるという。②のカリキュラムについては、

NCLB 法がカリキュラムの幅を狭めてしまっていることが指摘されている。テスト結果が管理職や教師の業績評価に影響を及ぼすような体制のもとで、カリキュラムがテストの準備を中心としたものに変質しているのだという。③のドロップアウトについては、教師や学校の業績評価に直結する厳格なアカウントビリティが、結果的にマイノリティの子どものドロップアウトや留年を増加させているという。④の優秀な教師の離職については、テスト準備の教育が高い評価を受ける中、子どもに考えさせる質の高い授業が敬遠され、優秀な教師の多くが教育現場を去っているという。

一方、オバマ政権の改革案は、全ての高校卒業予定者が大学生生活や職業生活において必要となる知識やスキルを身につけ、将来に備えることを全体的な目標としているが、具体的な方策については特に示されていない。

第二に、このような両者の立ち位置の違いを反映して、NCLB 法がテスト結果という目に見える形での成果を比較的短期間で求めているのに対して、オバマ政権は州や地方の教育行政機関に児童生徒の学業達成に関するデータを収集することを求めているものの、そこに明確な測定方法や数値目標は示していない。前述の NCLB 法への批判的となっている教育の成果を標準的なテスト結果のみに還元するのではなく、より裁量の幅をもたせたものになっている。

第三に、NCLB 法の成立によって、アメリカの教育に対する連邦政府の役割が大幅に増加する結果となったが、そのことが NCLB 法の規定にも明確に示されることとなった。例えば、生徒の目標達成を測定する方法として全国一律に AYP を用いることが定められていることや評価方法について第 3 学年から第 8 学年までは、毎年読解及び算数において学力テストを実施すること、高い資格を有する教師の優遇などについて明確な規定が定められ、その結果、州や地方教育機関の教育行政に対する裁量権や自主性が一定程度制限されてしまっていると言わざるをえないだろう。

それに対してオバマ政権の改革案では、生徒の達成測定については、州や学区がデータを収集し作成するよう示すに留まっている。また、評価についても、州独自の共通基準を開発・策定することを要求しており、教師の資格についても、州レベルで「有能な教師」や「高度に有能な教師」の定義を教師や管理職等と協議して定めることが述べられている。これらのことから、様々な問題を指摘されながら教育への連邦政府の介入を大幅に増大させた NCLB 法とは対照的に、オバマ政権の教育政策には、大枠の道筋を提示しつつも、細かな規定については州政府や地方学区の独自性を尊重し、可能な限り裁量権を地方に委ねていこうという姿勢が窺える。

VI. まとめと今後の課題

本稿では、2002 年にブッシュ政権下で成立した NCLB 法と 2010 年にオバマ政権が打ち出した NCLB 法改革案を比較検討することで、2000 年以降のアメリカの教育政策がどのような変

遷を辿り、どのような特徴を持つのかを検討してきた。元来、アメリカでは公教育は州の管轄とされ、連邦政府の公教育への関わりは極めて限定的なものであった。しかし、1950年代の黒人の公民権運動とその成果としての社会保障プログラムが連邦補助金とセットになって公教育に配分されるようになると、その時々政権にもよるが、大きな流れとしては連邦政府の教育への関与は拡大する方向に向かってきたといえる。そして、各州に教育のスタンダードと厳格なアカウントビリティを求めた2002年成立のNCLB法によって連邦政府の権限が一層拡大をみたのである。本論でみてきたように、オバマ政権はNCLB法を見直す政策を打ち出しておりその青写真を2010年に公表した。オバマ政権の改革案は、NCLB法施行によって拡大した連邦政府の地方教育行政への介入の度合いを減らし、それぞれの州や学区に適合した教育政策をボトムアップの形式で推進しようとしているといえるだろう。すなわち、教育目標や生徒の学力測定と目標達成、罰則、評価などの面において、州や学区により柔軟性をもたせようとしている。折しも2012年は大統領選挙の年であり、当選する大統領次第では、アメリカの公教育の行方は予断を許さない。今後は、各州が包括的な改革計画を提出するのと引き替えにNCLB法からの適用除外を受ける特別措置や各州の動向について焦点を当てて研究を継続したい。

注

- 1) EL生徒は、English Learners のことで、英語能力が不十分な児童生徒のことをいう。
- 2) Los Angeles Unified School District, Multilingual & Multicultural Education Department, コーディネーター2名への聞き取りに基づく（2012年8月24日）。
- 3) 困難校の目標達成の改善に務める州は、政府補助金を受け取ることができる。これらの州は、4つの介入モデルの内、1つでも実施する学区に対して競争的資金を配分する。4つの介入モデルとは、「変換モデル (transformation model)」「転換モデル (turnaround model)」「再スタートモデル (restart model)」「閉校モデル (school closure model)」のことで、「変換モデル」は校長の入れ替えや教職員の強化、研究に裏付けられた指導プログラムの実施等が課される。「転換モデル」は校長の入れ替え、学校職員のうち、50%の新たな雇用、研究成果に裏付けられた指導プログラムの実施等が求められる。再スタートモデルは、教育監督機関の指導の下、学校改変もしくは閉校した後に再開する。「閉校モデル」は、学校を閉校して、当該校より上位校への生徒の転校を認めるものである。

参考文献

- 青木宏治, 2009, オバマ政権のアメリカ公教育政策の変化, 人間と教育, 64, 82-89.
- Emilie Deans and Jennifer Cohen, 2012, "Comparing NCLB and the Obama Administration's Blueprint," May 6, *New America Foundation*, <http://edmoney.newamerica.net/node/31430>.
- F・M・ヘス, C・E・フィン Jr., 2007, 後洋一訳 格差社会アメリカの教育改革——市場モデルの学校選択は成功するのか, 明石書店.

- Judy Nichols Douglass, 2010, No Child Left Behind Overhaul: five key things that would change, *The Christian Science Monitor*, March 14.
- 吉良直, 2009, どの子も置き去りにしない (NCLB) 法に関する研究——米国連邦教育法の制定背景と特殊制に着目して——, *教育総合研究*, 2, 55-70.
- 小玉重雄, 2005, 新自由主義的教育改革におけるアカウンタビリティの両義性——No Child Left Behind (NCLB) 法に着目して, *季刊家計経済研究*, Summer No.67, 49-56.
- 松尾知明, 2010, アメリカの現代教育改革——スタンダードとアカウンタビリティの光と影, 東信堂.
- 二宮皓, 2006, ブッシュ政権の教育戦略の有効性を考察——米国・NCLB 政策の成長と課題, *内外研究*, 4月18日, 2-4.
- 齋藤桂, 2008, アメリカにおける No Child Left Behind Act 制定後の言語マイノリティにたいする教育の実態—カリフォルニア州・サンフランシスコ統合学区におけるバイリンガル教育の取り組みに焦点をあてて—, *京都大学大学院教育学研究科紀要*, 第 54 号, 359-369.
- Sam Dillon, 2010, Obama Calls for Major Change in Education Law, *The New York Times*, March 13.
- Sean Cavanagh and David J. Hoff, 2008, Schools found Likely to Miss NCLB Targets, October 1, *The Obama Education Plan: An Education Weed Guide*, 2009, San Francisco, CA: Jossey-Bass A Wiley Imprint, 38-42.
- 島田和幸, 2010, NCLB 法施行後のバイリンガル教育—サンフランシスコ統合学区での事例を中心に, *純真紀要*—, No.51, 65-74.
- 土屋恵司, 2006, 2001 年初等中等教育改正法 (NCLB 法) の施行状況と問題点, *外国の立法*, 227,129-136.
- U.S. Department of Education, 2010, A Blueprint for Reform: The Reauthorization of the Elementary and Secondary Education Act, Washington D.C..

(2012.9.26 受稿, 2012.11.12 受理)